

平成26年 春の全国交通安全運動

4月6日(火)～15日(火)

平成25年中の大阪府下における交通事故の件数、死者数、負傷者数は昨年と比較し、共に減少し、死者数は統計史上最少を更新しました。

市内においても、死者数は平成21年以降の0件でした。しかしながら、人身・物損事故の件数は増加しており、人身事故の特徴として自転車関連事故が全体の

3割強を占めています。このため、道路交通法の一部が改正され、平成25年12月1日より自転車利用者に新たなルールが導入されました。

市民のみならず、一人ひとりが日ごろから交通安全意識を高め、「交通事故のない安全な街、守口」を築きましょう。



スローガン

- お年寄り 孫のお手本 いい横断
- 自転車も 加害の悔いはくるま並み
- 許しません 飲酒運転 許す人

4月10日(木)は「交通事故死ゼロをめざす日」です!

市交通安全市民大会

とき 4月7日(月)14:30
ところ カナディアンスクウェア(エナジーホール前)
内容 交通安全アトラクション(大阪国際滝井高等学校吹奏楽部による演奏ほか)
問合せ 交通対策課(☎6992-1693)、守口警察署(☎6994-1234)



昨年の風景

ご協力ありがとうございました

東日本大震災義援金

守口市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額送金しています。

2月28日までに寄せられた義援金の総額は3千64万4千17円です。

なお、義援金の受付は平成27年3月31日(火)まで実施していますので、みなさんのご協力をお願いします。

問合せ 危機管理課(☎6992・1496)

消費生活センターだより

相談専用電話 ☎6998-3600
 事務所 ☎6992-1337
 [相談時間 9:30～16:30]
 土・日曜、祝日の相談窓口
 消費者ホットライン ☎0570-064-370
 [相談時間 10:00～16:00]

その商品券、まだ使えますか?～お手持ちの商品券の確認を!～

¥5,000

相談事例

知人からもらった果物ギフト券で支払いをしようとしたが、青果店の人にこの商品券は利用期間が終わっているの使えないと言わ

解説

商品券、ギフト券、磁気式やIC式のプリペイドカード、ネットプリカなど(以下「商品券など」といふ)は、さまざまな商品・サービスの決済手段として発行されていますが、社会・経済状況の変化によって人々のニーズに合わなくなり、発行や利用が廃止されることがあります。

平成22年4月1日に資金に関する法律(以下「資金決済法」といふ)が施行され、商品券などの発行者に対して、内閣総理大臣への届出・登録、破産などの万一の場合に備えて、発行保証金の供託、払い戻し手続きを取ることなどが義務付けられました。

商品券などの発行者は、店頭などの商品券などの利用を終了した場合には、その商品券などを持っていない人に対し、60日以上は払い戻し申出期間を設けた上で、額面通りに払い戻し手続きを実施しなければなりません。また、ホームページ、日刊新聞紙、店頭などの掲示により、払い戻し手続きを告知することになっています。利用終了日を過ぎると商品券などに記載されている有効期限内であってもその商品券などを利用することができなくなります。払い戻し期間中に申し出れば、払い戻しを受けることができます。また、お手持ちの商品券などの払い戻し申出期間が終了していても、直ちに破棄したりせず、発行者にその取り扱いを問い合わせてみましょう。

利用終了を予定している発行者や、払い戻し手続き中の発行者および平成22年4月以降に払い戻しの手続きが終了した発行者は、金融庁ホームページに記載されている「資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧」で確認できます。

また、国民生活センター

では、金融庁とも連携しつつ、商品券の発行者が日刊新聞紙に掲載した払い戻しに関する社告情報をそのままの形でホームページに掲載しています。

この機会に、お手持ちの商品券などについて、券面に記載されている有効期限内であったとしても利用が終了し、払い戻し手続きがされていないかどうか確認していきましょう。

確認方法など分からないことがあれば、消費生活センターに問合せ下さい。

保管中の放置自転車を お引き取り下さい

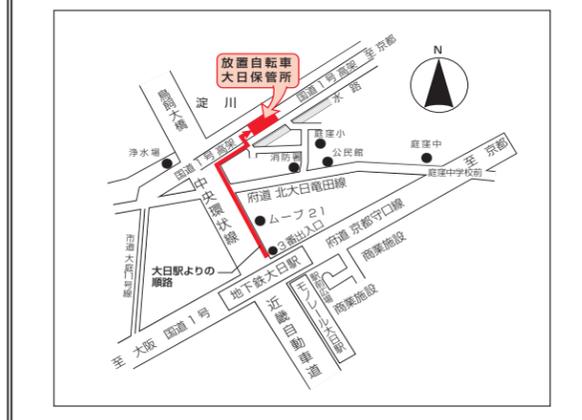
自転車の撤去は、土・日曜、祝日も実施しています。放置はやめましょう。

保管期間 移送の告示日から1か月
処分日 4月26日(土)(2月撤去分)
 心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所(☎6902・2340)へお越し下さい。

返還時間 毎日午前10時～午後7時

返還を受けるには、住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2,500円、原動機付自転車4,000円)が必要です。

ただし、移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは、免除の対象になります。



守口の大気

2月の大気汚染状況は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について各測定局とも環境基準を下回っていました。

問合せ 環境保全課(☎6992-1508)

2月の大気汚染状況(1時間値の月平均濃度)

測定局	第1測定局(児童センター)	第2測定局(大日東公園)	第3測定局(錦公民館)
大気汚染物質			
二酸化硫黄	0.003ppm	0.002ppm	0.003ppm
二酸化窒素	0.019ppm	0.021ppm	0.021ppm
浮遊粒子状物質	0.020mg/m ³	0.015mg/m ³	0.017mg/m ³

リサイクル情報

登録受付・紹介のみ
 (品物はお預かりしていません)

【受付日】
 4月7日(月) 9:30～15:00
 8日(火) 9:30～12:00

市消費生活リーダークラブ
 (市消費生活センター内)
 ☎6992-1336

☆ゆずります
 ○電気ストーブ
 ※申し込み多数の場合は、8日(火)の受付終了後にセンターで抽せんします。

★求めています
 ○チャイルドシート
 ○車いす(幼児用、1歳以上)
 ○地デジチューナー
 ※上記の品物をゆずって頂ける人は、受付時間内に連絡して下さい(無料の品物のみ扱っています)。
 ※リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任は負いません。

狭い道路や消火栓付近での 駐車はしないで下さい

狭い道路や消火栓付近での駐車は、消防車や救急車の走行に支障を及ぼすだけでなく、消火栓が使用できないことがあり、消火・救急活動が妨げられ、被害が大きくなり人命までもが失われかねません。

みなさんのご協力をお願いします。

問合せ 守口市門真市消防組合消防本部予防課(☎6906・1302)